

議案第91号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(被保険者とし<del>ない</del>者)</p> <p>第4条 <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する措置により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とし<del>ない</del>。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金）</p> <p>8 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（</p>	<p style="text-align: center;">(被保険者とし<del>ない</del>者)</p> <p>第4条 <u>次に掲げる者は、被保険者とし<del>ない</del>。</u></p> <p>(1) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者であつて、市長が当該施設の長の意見を聴いて定めるもの</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する措置により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p style="text-align: center;">（新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金）</p> <p>8 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（</p>

健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。  
)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保  
険者が療養のため労務に服することができないと  
き(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータ  
コロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1  
月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して  
人に伝染する能力を有することが新たに報告され  
たものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。  
))に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コ  
ロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。  
))は、その労務に服することができなくなった日  
から起算して3日を経過した日から労務に服する  
ことができない期間のうち労務に就くことを予定  
していた日について、傷病手当金を支給する。

9～13 [略]

健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。  
)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保  
険者が療養のため労務に服することができないと  
き(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成  
24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規  
定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コ  
ロナウイルス感染症」という。))に感染したとき  
又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染  
症の感染が疑われるときに限る。))は、その労務  
に服することができなくなった日から起算して3  
日を経過した日から労務に服することができない  
期間のうち労務に就くことを予定していた日につ  
いて、傷病手当金を支給する。

9～13 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。